

つくば市監査公表第7号

令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年11月30日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

## 令和3年度（2021年度）財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査の実施期間

令和3年（2021年）7月7日から令和3年（2021年）11月29日まで

### 第4 監査の対象

所管課 福祉部高齢福祉課

補助団体 公益社団法人 つくば市シルバー人材センター

### 第5 監査の範囲

令和2年度（2020年度）につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

## 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

令和2年度つくば市高齢者労働能力活用事業補助金

### 2 補助金の交付目的

高齢者の就業機会の拡大により福祉の増進に資することを目的とする。

### 3 補助対象経費

#### (1) 管理費

##### ア 人件費

- (ア) 職員基本給
- (イ) 職員特別手当
- (ウ) 職員諸手当
- (エ) 法定福利費
- (オ) 福利厚生費
- (カ) 職員退職給付引当金

##### イ 運営費

- (ア) 修繕費

- (イ) 光熱水費
- (ウ) 賃借料
- (エ) 委託料
- (オ) 手数料

(2) 事業費

- ア 旅費
- イ 備品費
- ウ 消耗品費
- エ 教材費
- オ 諸謝金
- カ 賃金
- キ 印刷製本費
- ク 通信運搬費
- ケ 委託料

4 補助金額

11,000,000 円

第8 補助団体の概要

- 1 名称 公益社団法人 つくば市シルバー人材センター
- 2 所在地 つくば市筑穂1丁目10番地4 (大穂庁舎2階)
- 3 組織の構成 (令和2年度在籍)
  - (1) 役員等 13名  
理事長1名、副理事長1名、理事9名、監事2名
  - (2) 事務局職員 13名  
局長1名、一般職員5名、嘱託職員2名、臨時職員5名

## 第9 監査の結果

監査の結果、指摘事項、注意事項及び検討事項を除いては、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において、口頭で指導した事項については、速やかに対応されたい。

### 【指摘事項】

(補助団体)

- 1 交通費支給規程において、2キロメートル以上一律500円とする規定が存在するものの、現在は運用されていないという事例が見受けられた。また、製作品販売に関する取扱要領においては、様式第3号が存在しなかったため、前回、前々回監査において作成するよう指導したにもかかわらず、今なお整備されていなかった。さらに、時間外勤務命令においては職員給与規程にない様式が使用されており、そのほかにも以前の監査で指導した誤字・脱字等が修正されていない状況であった。

実際には運用されていない等、実態にそぐわない規定や様式の整備、誤字・脱字の修正等について、再度、規程集を見直されたい。

- 2 つくば市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に係る収支関係の資料において、補助対象経費である諸謝金や消耗品費の一部を対象としていない事例が見受けられたため、その理由を確認したところ、自主財源での運営を目指す中で、本来であれば補助対象経費である科目を一部除外しているとのことであった。

要綱で定められている補助対象経費は、理由にかかわらず全て計上しなければならない。

今後は、要綱の規定を遵守し、適正な収支報告や予算の計上を行われたい。

## 【注意事項】

### (所管課)

- 1 決算書等を見る限り、財政的には厳しい状況ではないように見受けられる。

令和4年度予算編成方針でも示しているように、補助率の適正化などを十分に検証し、補助額の引き下げを積極的に行うことにより、最少の経費で最大の効果を上げることが求められている。

特定の事業ではなく、経営全般への補助という特性を持つ以上、補助金交付団体の財政状況を考慮するとともに、他自治体における類似団体への補助金交付状況を調査した上でつくば市の財政状況と比較衡量し、適正な補助率や金額の見直しを図られたい。

### (補助団体)

- 1 前回監査においても要望した事項であるが、補助金交付申請書に添付されている収支予算書(案)においては補助対象経費となる科目が明記されているものの合計金額の記載はなく、実績報告書に添付する収支計算書においては補助対象経費となる科目が明記されていない状態で報告が行われているので、それぞれ補助対象経費の科目及び合計金額を明記されたい。

なお、収支予算書(案)と収支決算書において勘定科目の順序が異なっているので、事務処理上のミスを防ぐためにも統一されたい。

また、市以外に、同等の金額の国庫補助金交付を受けているが、当該補助金交付申請に係る経費関連書類については、その申請の窓口となっている公益社団法人 茨城県シルバー人材センター連合会に報告するものとの混同が見られたため、当該連合会の規定を再度確認し、規定にのっとった適正な提出書類を作成されたい。

## 【検討事項】

### (補助団体)

- 1 総会資料によると、受託作業において毎年類似した事故等が見受けられる。定期的に講習会等を実施しているとのことであるが、他のシルバー人材センターや類似機関と連携を図り、発生した事故の内容や安全対策のみならず、各種サービス、いろいろな不具合の事例等に関するデータを集約して共有する仕組みを構築し、事故の軽減や技術・サービスの向上など、発注者のニーズに対応できる事業の展開を検討されたい。
- 2 職員給与規程、交通費支給規程、役員等の費用弁償及び旅費に関する規程における手当や旅費の支給額について、市に準ずる他団体などと比較して割合や金額の違いが見受けられた。手当及び旅費は補助対象経費であるので、今後は見直しを含め慎重に検討されたい。